

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2003-181397(P2003-181397A)

【公開日】平成15年7月2日(2003.7.2)

【出願番号】特願2002-260123(P2002-260123)

【国際特許分類第7版】

B 08 B 5/04

D 01 G 15/76

【F I】

B 08 B 5/04 Z

D 01 G 15/76

【手続補正書】

【提出日】平成17年7月15日(2005.7.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

繊維材料のためのカード、清掃機械等において、回転する鋸歯又はピン付きのローラを少なくとも備え、ローラの清掃位置に隣接して負圧を付与することが可能であり、そして中央の吸引装置を介して発生された負圧が集合配管と個別配管とを介して清掃位置に付与され、そして吸引配管は主シリンダに隣接して恒常に且つ時間的に部分的吸引がなされる装置であって、ローラ(3a～3c、4、5)に隣接する清掃位置(16～31、52)の少なくとも一部が時間的に専ら部分吸引され、短時間完全吸引され、そして部分吸引又は完全吸引のための切替装置(46)が設けられていることを特徴とする装置。

【請求項2】

該切替装置(46)が、部分吸引と完全吸引の間の切り替えを可能とする特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

清掃位置(16乃至32、52)が時間的に限定されて少量の空気量で塵(51)を吸引して蓄える特徴とする請求項1又は2に記載の装置。

【請求項4】

蓄えられた塵(51)が高空気量で短時間内に吸引されることを特徴とする請求項3に記載の装置。

【請求項5】

吸引配管(38乃至43)は少なくとも部分的にグループ(34乃至37)に纏められていることを特徴とする請求項1乃至4のいずれかに記載の装置。

【請求項6】

該切替装置(46)が弁(47, 47a乃至47d)を有することを特徴とする請求項1乃至5のいずれかに記載の装置。

【請求項7】

該弁は、スライダ装置(47)として構成されていることを特徴とする請求項6に記載の装置。

【請求項8】

該清掃位置(20乃至29)は、主シリンダ(4)に隣接して配置されていることを特

徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれかに記載の装置。

【請求項 9】

該清掃位置（16 乃至 19）は、テーカインローラ（3a 乃至 3c）の少なくとも一つの周りに配置されていることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれかに記載の装置。

【請求項 10】

該清掃位置（30、31）は、ドッファ（5）の周りに配置されていることを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれかに記載の装置。

【請求項 11】

該清掃位置（32）は、下部カード室（54）の中に配置されていることを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれかに記載の装置。

【請求項 12】

該弁（スライダ装置 47）は、電子制御調整装置に接続されていることを特徴とする請求項 7 に記載の装置。